主 文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人Aの負担とする。

理 由

弁護人中沢信雄及び同布施辰治の各上告趣意は、結局量刑不当、単なる訴訟法違 反の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四 一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一〇月一一日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		=	松	岩	裁判官